

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	宮前町 (猪倉、宮川、神前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の北西部に位置する中山間地域で、自然豊かな地域で、猪倉・宮川地区は、一級河川本梅川の両岸に展開する沖積層に広がる農地と山側の谷地田、神前地区は府道宮前千歳線及び一級河川千々川上流沿いに展開する農地とそれに連続した谷あいの農地となっている。  
現在、水田面積128haの約70%で水稻を、残り30%のうち10%で販売用野菜、8%で自家用野菜が栽培されている。  
地区内には、大規模な経営体が存在せず、認定農業者・認定新規就農者等の担い手や新たな農地の引き受け手がないことから、多くの農地を個人農家が守っている状態である。ただ、その個人農家も高齢化が進む中、地区内での人口減少も進んでいるため、後継者が未定の農家が多くなっている。  
地区内ではこれまでに、府営ほ場整備事業「本倉地区」(猪倉・宮川地区、S57～H9年度)、府営ほ場整備事業(担い手育成型、宮川地区、H5～16年度)、府営中山間地域総合整備事業(生産基盤型、神前地区、H12～20年度)の基盤整備事業を実施しており、河川改修や道路改良事業、用排水施設の整備も合わせて行っている。ただし、完成から20年以上が経過した地区もあり、施設の経年劣化が進んでおり、維持管理が課題となっている。  
耕作条件が悪い農地や獣害が多発している農地では営農意欲が低下しているとともに、今後、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を進める場合や新たな担い手による引き受けが困難となることが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区は水稻を主要作物として、可能な限り営農を継続しつつ、農地の集積・集約化を進める。
- ・新たに就農を希望する者や新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
- ・農地が有する多面的機能の側面からも、集落の存続問題として全住民での話し合いを進めるとともに、その機能が維持できる農地管理を行う。
- ・獣害防止対策の強化を地域ぐるみで進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。 ・農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関と相談・調整しながら、目標地図に位置づける者への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区内は、過去に基盤整備事業を実施済だが、今後、経年劣化等による修繕や改修が見込まれることから、国・京都府の施策において合致するものがあれば取組たいと考えるため、関係機関と情報を共有する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、目標地図に位置付けられている担い手の他、地区外の認定農業者・集落営農組織等の担い手を含めた多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業等は、受託先があれば実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防止対策の強化は、被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、各種支援施策も活用しながら、効果的・効率的な取組となるように地域ぐるみで進める。
- ③ 作業の効率化が図れるドローンによる防除作業は、地区内の集落営農組織で行う。
- ⑦ 耕作放棄された土地についても、土地所有者の責任のもと、ほ場の耕耘、周囲の草刈り等の保全管理につとめる。